

# 全国市区選挙管理委員会連合会規約

## 第一章 総 則

### ( 名称及び事務所 )

**第一条** 本会は、全国市区選挙管理委員会連合会と称し、事務所を東京都に置く。

### ( 組織 )

**第二条** 本会は、全国の市及び特別区の選挙管理委員会をもって組織する。

**2** 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区選挙管理委員会は、本会に加入することができる。

## 第二章 目的及び事業

### ( 目的 )

**第三条** 本会は、市区選挙管理委員会の業務の円滑な運営、選挙の管理執行及び選挙啓発等の改善研究並びに選挙関係法令の運用に係る調査検討及び改正要望実現のための関係機関に対する要請その他選挙に関する調査研究を行い、もって民主政治の確立と地方自治の興隆発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### ( 事業 )

**第四条** 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 一 会員市区相互間及び支部相互間の連絡調整
- 二 選挙事務の運営に関する法規その他の調査研究
- 三 選挙啓発に関する連絡、協力及び資料の収集斡旋
- 四 選挙に関する調査研究、情報の交換
- 五 機関誌その他選挙に関する図書及び資料の刊行
- 六 研究会、講習会等の開催

## 七 その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第三章 役員

#### (役員)

**第五条** 本会に次の役員を置く。

- 会長 一名
- 副会長 六名以内
- 常任理事 各支部ごとに一名（東京支部については二名）
- 理事 若干名
- 監事 四名以内

- 2 理事は、各都道府県ごとに一名を置く。ただし、加盟市区の数が十以上の場合においては、十を超えるごとに一名を加えた数とする。
- 3 特別の事情があるときは、常任理事会は、前項の理事の数を増減することができる。

#### (役員を選任)

**第六条** 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

- 2 常任理事は、支部長及び東京支部において互選した者一名を充てる。
- 3 理事は、各支部において互選した者を充てる。
- 4 役員は、市区選挙管理委員会の委員長職にある者でなければならない。
- 5 副会長及び監事の所属する市区において委員長が交替したときは、新委員長が役員を引き継ぐものとする。
- 6 支部は、第二項、第三項及び前項の役員に異動があったときは、速やかに会長に通知するものとする。
- 7 第二項及び第三項の役員を選任に必要な事項は、この規約に定めるもののほか各支部が定める。

#### (役員任期)

**第七条** 前条第一項の役員任期は、選任された日の翌日から二年目の年の通常総

会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、前条第五項及び増員により選任された前項の役員の任期は、委員長に選任された日又は定期総会で選任された時から既就任役員の任期が満了する日までとする。
- 3 前条第二項及び第三項の役員の任期は、第一項及び前項の規定に準じて各支部が定めるところによる。

#### ( 役員の任務 )

**第八条** 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、これを代理する。
- 3 常任理事は、会長の諮問を受けて本会の運営に関する重要な事項、緊急の事案その他の事項の処理に当たる。
- 4 理事は、会長の諮問を受けて会長が指示する会務を審議する。
- 5 監事は、会計の監査に当たる。

#### ( 顧問等 )

**第九条** 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、選挙の運営に関し学識経験のある者又は本会に貢献のあった者の中から、顧問にあつては総会の、相談役及び参与にあつては理事会の同意を得て、それぞれ会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の諮問に応え、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 参与は、必要に応じ本会の事務に参画する。

## 第四章 総 会

#### ( 通常総会及び臨時総会 )

**第十条** 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年一回開催する。

- 3 会長が必要と認めるとき又は常任理事会の議決があったときは、臨時総会を開催することができる。

( 議長及び表決 )

**第十一条** 総会の議長は、総会において選出する。

- 2 議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

第五章 役員会

( 常任理事会及び理事会 )

**第十二条** 役員会は、常任理事会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 常任理事会は毎年三回、理事会は毎年二回開催する。
- 3 常任理事会又は理事会は、会長が必要と認めるときには前項に関わらず開催することができる。

( 常任理事会の構成 )

**第十二条の二** 常任理事会は会長、副会長、支部長及び常任理事をもって構成する。ただし、会長が常任理事会に出席することが必要と認める者を加えることができる。

( 所掌事項 )

**第十三条** 常任理事会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項、緊急の事案その他の事項の処理に当たる。

- 2 理事会は、この規約に定めるもののほか、総会において付託された事項その他の事案を審議する。

( 議長及び表決 )

**第十四条** 常任理事会の議長には会長を充てる。

- 2 理事会の議長は、理事会において選出する。
- 3 議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、役員として議決に加わる権利を有しない。

## 第六章 支 部

### ( 支部の設置 )

**第十五条** 本会は、地域を分けて支部を置く。

- 2 支部及び支部の地域は、別表のとおりとする。

### ( 支部長等 )

**第十六条** 支部に支部長、副支部長各一名を置く。ただし、支部の運営上必要があるときは、支部の定めるところにより、副支部長を増員することができる。

- 2 前項のほか、支部の運営に必要な事項は支部が定める。

## 第七章 特別委員会

### ( 特別委員会 )

**第十七条** 法令の改正その他本会の事業の遂行上必要な事項について調査及び研究をするため必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

### ( 特別委員会の構成 )

**第一七条の二** 特別委員会委員の構成は、会長、副会長、支部長及び常任理事とする。ただし、会長が特別委員会に出席することが必要と認める者を加えることができる。

### ( 特別委員会の運営等 )

**第十八条** 特別委員会の運営等に必要な事項は、会長が定める。

## 第八章 会 計

### ( 会計年度 )

**第十九条** 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

### ( 収入及び支出 )

**第二十条** 本会の経費は、分担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

**2** 分担金は、その総額を均等割及び人口割におおむね二等分して算出した単価をもって算定する。ただし、人口割の算定に当たっては、人口が四十万人を超える市区にあつては四十万人とする。

**3** 前項の単価は、別に定める。

### ( 予算 )

**第二十一条** 歳入歳出予算は、年度開始前に常任理事会の議決を経て、次の理事会及び総会の承認を得なければならない。

### ( 決算 )

**第二十二条** 決算は、常任理事会の議決を経たのち、理事会及び総会の認定に付さなければならない。

## 第九章 事 務 局

### ( 事務局 )

**第二十三条** 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

### ( 職員 )

**第二十四条** 事務局に局長及び職員を置く。

- 2 局長の任免は、会長が常任理事会に諮ってこれを行う。
- 3 局長は会長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 職員の任免その他事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 第十章 補 則

### ( 規約の改正 )

**第二十五条** 規約の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

### ( 委任 )

**第二十六条** この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は昭和二十四年六月二十日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和二十六年六月十九日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和二十九年五月二十六日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和三十年六月二十四日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和三十三年五月二十日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和三十四年七月八日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和三十六年五月三十日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和三十八年六月十二日から施行する。

#### 附 則

この規約は昭和四十三年五月二十一日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則

この規約は昭和四十五年五月二十一日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則

この規約は昭和四十七年六月七日から施行し、昭和四十五年五月十五日から適用する。

附 則

この規約は昭和四十八年五月二十四日から施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和五十三年六月七日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に常任理事及び理事の職にある者は、この規約による改正後の規約により選任されたものとみなす。

附 則

この規約は昭和六十一年七月二十三日から施行する。

附 則

この規約は昭和六十三年六月十六日から施行する。

附 則

この規約は平成六年五月二十日から施行する。

附 則

この規約は平成二十五年五月二十三日から施行する。

別 表

支 部	支部の区域（都道府県）
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨
東 京	東京
北 信 越	富山、石川、福井、長野、新潟
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄